

貸出電動アシスト自転車取扱要綱

(総則)

第1条 庁内における貸出電動アシスト自転車の取扱いについては、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、貸出電動アシスト自転車とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第11号の2に規定する自転車で、人の力を補うため原動機を用いるもののうち、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条の3に規定する基準に該当するもので、経営企画部環境政策・ゼロカーボン推進課に配置して共同使用するものをいう。

(管理者)

第3条 貸出電動アシスト自転車は、経営企画部環境政策・ゼロカーボン推進課が管理する。

(使用範囲)

第4条 貸出電動アシスト自転車は、本市の職員が公務に使用する場合に限り、使用することができる。

- 2 貸出電動アシスト自転車の使用範囲は、原則として本市市役所を中心に往復20キロメートル以内の地域とする。ただし、環境政策・ゼロカーボン推進課長が必要があると認めた場合にあっては、この限りでない。

(使用手続き)

第5条 貸出電動アシスト自転車の使用手続きについては、ガルーンにより予約を行い、環境政策・ゼロカーボン推進課において、貸出電動アシスト自転車使用・管理記録簿に記載のうえ、貸出電動アシスト自転車の鍵及び専用バッテリー（以下「鍵等」という。）の貸出を受ける。

- 2 前項の貸出をもって、貸出電動アシスト自転車について環境政策・ゼロカーボン推進課長の承認を受けたものとみなす。

(使用手続きの取消し)

第6条 貸出電動アシスト自転車の使用手続きをした者は、その使用を必要としなくなった場合は、速やかに環境政策・ゼロカーボン推進課長に連絡するとともに、貸出電動アシスト自転車の鍵等の貸出を受けているときは、これを返還しなければならない。

(緊急時の使用制限)

第7条 環境政策・ゼロカーボン推進課長は、災害が発生した場合その他緊急やむを得ない

と認められる場合は、貸出電動アシスト自転車の使用を停止し、又は配車管理に必要な臨機の処置をとることができる。

(運転前点検)

第8条 貸出電動アシスト自転車の運転者は、運転前に必ず車両の点検を実施し、安全な運転に支障が生ずるおそれがある場合は、環境政策・ゼロカーボン推進課長の指示を受けなければならない。

(運転状況報告)

第9条 貸出電動アシスト自転車の運転者は、その使用の終了後、速やかに鍵等を環境政策・ゼロカーボン推進課長に返却のうえ、その使用状況を貸出電動アシスト自転車使用・管理記録簿に記載しなければならない。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。